

豊橋市結婚支援事業補助金 事前相談シート

相談日：令和 年 月 日

相談者：_____

【必要書類】

- 補助事業者の概要説明書（別紙1）
- 事業計画書（別紙2）
- 事業収支予算書（別紙3）（補助対象経費については見積書が必要です）

【対象事業者】

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する処分を受けていない団体又は同法律に規定する処分を受けている団体の構成員の統制下にない者
- 公序良俗に反しない者
- 豊橋市の市税等の滞納をしていない者
- 業として結婚相談又は結婚紹介を行っていない者

【対象事業について】

- 独身の男女を対象に市内で実施する男女の出会いの場を創出する事業
（セミナーや結婚相談等は対象外となります）
- 20歳以上の独身者のみを対象として実施する事業
- 参加者総数がおおむね10人以上である事業
- 過半数の参加者が市内に居住し、又は勤務する者である事業
- 参加者が男女同数であることを目標とする事業
- 参加者から参加費を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な水準に参加費が設定された事業
- 公序良俗に反する内容等を含まない事業
- 営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売若しくは販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わない事業
- 本市施設を活用し、又は本市施策の推進につながる事業
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的としない事業
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としない事業
- 特定の公職若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としない事業
- 他の制度から補助金等の交付を受けていない事業

【対象経費】

- 対象経費ごとの見積書が揃っている
- 対象経費について、適正な金額設定がされている（謝礼など）
- チラシ・ポスター等の作成部数、配布先が示されている（補助対象経費として計上している場合）

区分	補助対象経費
男女の出会いの場を創出する事業（結婚支援イベント等）に関する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需用費（消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費） ・ 報償費（講師謝礼、司会謝礼等） ・ 会場使用料及び賃貸料 ・ その他事業に必要な経費